

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	豊富町予防接種関連事務 評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊富町は、予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

予防接種関連事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、個人情報取扱特記事項を含めた契約を締結している。

## 評価実施機関名

北海道豊富町

## 公表日

令和2年12月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関連事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <p>本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、町内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに接種事務の報告、実費徴収等の事務を実施するものである。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>番号法においては、別表第一項10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務において個人情報を、別表第一項93の2に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において個人番号を、それぞれ用いることとなる。</p> <p>なお、これらの事務に関しては番号法別表第二に基づき各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を実施する。</p>
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル、統合宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 項10、93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・別表第二における情報照会 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第二 項16の2、17、18、19、115の2 番号法別表第二の主務省令を定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 ・別表第二における情報提供 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第二 項16の2、16の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	豊富町保健推進課
②所属長の役職名	保健推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	豊富町(総務課行政係) 北海道天塩郡豊富町大通6丁目
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	豊富町(総務課行政係) 北海道天塩郡豊富町大通6丁目 TEL 0162-82-1001

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年7月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年7月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 泉 敬人	課長 本田 一男	事後	人事異動のため
平成27年9月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成26年12月31日 時点	平成27年9月1日 時点	事後	対象人数の見直しをしたため
平成27年9月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成26年12月31日 時点	平成27年9月1日 時点	事後	取扱者数の見直しをしたため
平成28年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	必要なシステム名称を追記したため
平成28年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番17、18、19	番号法第19条第7号、別表第二項番16-2、17、18、19	事後	法令上の根拠を見直しをしたため
平成28年10月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年9月1日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	対象人数の見直しをしたため
平成28年10月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年9月1日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	取扱者数の見直しをしたため
平成29年6月27日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	予防接種情報ファイル	予防接種情報ファイル、統合宛名情報ファイル	事後	ファイルの見直しをしたため
平成29年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 項10	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 項10 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	事後	法令上の根拠を見直したため
平成29年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第二 項16-2、17、18、19	・別表第二における情報照会 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第二 項16の2、17、18、19 番号法別表第二の主務省令を定める事務及び情報を定める命令 第13条 ・別表第二における情報提供 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第二 項16の2	事後	法令上の根拠を見直したため
平成29年6月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成28年10月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	対象人数の見直しをしたため
平成29年6月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成28年10月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	取扱者数の見直しをしたため
平成30年9月21日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日 時点	平成30年9月1日 時点	事後	対象人数の見直しをしたため
平成30年9月21日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日 時点	平成30年9月1日 時点	事後	取扱者数の見直しをしたため
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 本田 一男	保健推進課長	事後	様式変更のため
令和1年6月21日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年9月1日 時点	令和1年6月3日 時点	事後	対象人数の見直しをしたため
令和1年6月21日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年9月1日 時点	令和1年6月3日 時点	事後	取扱者数の見直しをしたため
令和1年6月21日	IV リスク対策	なし	新規記載	事後	様式変更のため
令和1年6月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	・別表第二における情報照会 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第二 項16の2、17、18、19 番号法別表第二の主務省令を定める事務及び情報を定める命令 第13条 ・別表第二における情報提供 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第二 項16の2	・別表第二における情報照会 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第二 項16の2、3、17、18、19 番号法別表第二の主務省令を定める事務及び情報を定める命令 第13条 ・別表第二における情報提供 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第二 項16の2、3	事後	法令上の根拠を見直したため
令和2年7月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	・別表第二における情報照会 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第二 項16の2、3、17、18、19 番号法別表第二の主務省令を定める事務及び情報を定める命令 第13条 ・別表第二における情報提供 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第二 項16の2、3	・別表第二における情報照会 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第二 項16の2、17、18、19 番号法別表第二の主務省令を定める事務及び情報を定める命令 第13条 ・別表第二における情報提供 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第二 項16の2、16の3	事後	法令上の根拠を見直したため
令和2年7月21日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和1年6月3日 時点	令和2年7月3日 時点	事後	対象人数の見直しをしたため
令和2年7月21日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和1年6月3日 時点	令和2年7月3日 時点	事後	取扱者数の見直しをしたため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【概要】 本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、町内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに接種事務の報告、実費徴収等の事務を実施するものである。 番号法においては、別表第一項10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いることとなる。 なお、これらの事務に関しては番号法別表第二に基づき各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を実施。	【概要】 本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、町内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに接種事務の報告、実費徴収等の事務を実施するものである。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務を行う。 番号法においては、別表第一項10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務において個人情報を、別表第一項93の2に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において個人番号を、それぞれ用いることとなる。 なお、これらの事務に関しては番号法別表第二に基づき各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を実施する。	事前	新たに情報連携が開始される事務が追加されるため
令和2年12月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 項10 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 項10、93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	事前	法令上の根拠を見直したため
令和2年12月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	・別表第二における情報照会 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第二 項16の2、17、18、19 番号法別表第二の主務省令を定める事務及び情報を定める命令 第13条 ・別表第二における情報提供 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第二 項16の2	・別表第二における情報照会 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第二 項16の2、17、18、19、115の2 番号法別表第二の主務省令を定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 ・別表第二における情報提供 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第二 項16の2、16の3、115の2	事前	法令上の根拠を見直したため